

学校再開に向けた新型コロナウイルス感染症予防についてのガイドライン

西東京市立ひばりが丘中学校
校長 井上 雅子

1 再開に向けての取組について

(1) スタートアップ期間（6月1日（月）～4日（木））では担任による個人面談を行う。

- ・面談前にアンケートを実施し、休業中の生徒の不安やストレス等の状況の把握を行い、いじめ防止、学校不適応および自殺予防等の生徒の健全育成につなげる。
- ・一人10分間の全員面談を実施する。休業期間中の様子を聞き取り、学校再開への心の不安に寄り添い、安心して登校する準備となる面談とする。温かい声かけと生徒の心の状態の把握に努める。
- ・三つの密にならないよう、面談の時間を一人一人設定し、担任との十分な距離、換気等、感染防止に留意して行う。

(2) スタートアップ期間後の取組について

6月5日（金）～8日（月）：給食なし午前授業期間「時差登校および時差下校」

6月9日（火）～12日（金）：給食あり午前授業期間「時差登校および時差下校」

6月15日（月）～6月30日（火）給食あり平常授業「時差登校および時差下校」

- ・6月末まで時差登校、時差下校を実施し、登下校時の通学経路や交差点での密集、また昇降口での三密を防止する。
- ・学年ごとの時差登校について
登校時間：1年生 8時15分 2年生 8時35分 3年生 8時25分
下校時間：学年ごとに10分おきに下校
- ・ひばり月間の第一回を6月の2週目より実施し、主体的なよりよい人間関係作りといじめ防止の取組とする。特に新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別を生まない指導を重点的に行う。

2 感染症予防の徹底について

(1) 生徒

- ・毎日の検温、登校時の健康観察表の記入を指導し担任がチェックを行い、発熱や風邪等の症状がみられる場合は、保護者へ連絡し早退等の措置を行う。健康観察表を記入せずに登校した生徒については登校後すぐに職員室または保健室にて検温、症状確認を行う。健康観察表は教員欄に押印し下校までに生徒へ返却する。
- ・発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせず自宅で休養するよう要請する。学校で発熱や風邪の症状が出たときは保護者に連絡して早退等の措置を行う。また新型コロナウイルスに生徒やその同居の家族が感染したり濃厚接触者の疑いがあったりする場合には、速やかに学校に連絡を要請する。

上記の場合は出席停止扱いとするが、発熱等の風邪症状についても同様に出席停止扱いとする。

- ・マスクの着用と咳エチケットや、こまめな手洗い（登校時、トイレ使用后、保健体育の授業後、給食の前後など）の励行の指導を徹底する。
- ・新型コロナウイルス感染症についての正確な情報や、科学的根拠に基づいた行動の大切さを理解させ、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別を生まない指導を徹底する。

(2) 教職員（外部人材を含む）

- ・教職員は毎日検温し、出勤時に健康チェック表の記入を行う。健康に不安がある教職員等には、無理な出勤を避けるよう積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させる。
- ・マスクの着用と咳エチケットおよびこまめな手洗いの励行を徹底する。授業等で生徒に接近して指導しなければならない場合は、フェースシールドを着用する。

(3) 校内環境

- ・清掃チェックリストを作成し、生徒の下校後、一斉に教職員全員で、教室の机、いす、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、トイレを消毒する。そのほか必要に応じて消毒を行う。
- ・授業中は十分な換気を行い、生徒の机の距離は常に1～2mの間隔を保持する。
- ・空調が必要な日は、授業終了後全ての窓を開ける指示をし、休み時間の間に換気を行う。さらに常時、扉と窓を少し開け空気の流れを作るようにする。

(4) 授業について

- ・全ての教科で、生徒が向かい合って行う話し合いや学び合いは行わない。生徒の意見交換は、近距離での会話や発声は避け短時間で工夫して行う。
- ・家庭科の調理実習は実施しない。
- ・保健体育では密集する運動や近距離で組みあったり接触したりする場面の多い運動については行わない。個人や少人数で密集せずに距離をとって行うことができる運動を行う。
- ・音楽でのリコーダーの指導は当分の間行わない。三密での合唱指導は行わない。

(5) 学校行事について

- ・三密とならないよう留意して行うが、感染症予防対策が十分に取れない場合は、実施の方法を変更して実施する。実施する場合は、人と人の間の適切な距離をとり、一部放送で行うなど、三密の防止を徹底する。
- ・すでに以下の行事については延期をしているが、今後の市の方針や感染拡大によっては中止または内容を変更しての実施も考えられる。

運動会：10月10日 合唱コンクール：3月11日 修学旅行：2月26日～28日

(6) 給食の実施について

- ・給食当番の生徒は、配膳前に手をよく洗いさらに手指の消毒を行いマスクを着用して行う。なるべく配膳の生徒の数を少なくし、食器を持つ生徒の数をできるだけ少なくする。配膳では生徒の間隔を開けるよう指導する。
- ・当分の間、分散給食を行う。配膳後に1年生は2クラスを3分割（1教室に23名）、2年生は3クラスを4分割（1教室に30名）3年生は2クラスを3分割（1教室に26名）で喫食させる。
- ・喫食中は、生徒の間隔を保持し対面を避け前を向いて私語をせずに食べるよう指導の徹底を行う。
- ・牛乳パックの処理は当分の間、生徒自身が牛乳パックを開きかごに入れ、その後教職員が洗い、当番には行わせない。

(7) 部活動、委員会等の放課後の活動について

- ・6月22日からの実施とする。期末考査前までは部活動の終了は6時前までの下校とする。それまでに各顧問は、三密にならない活動の方法、トレーニング等のメニューを検討し、生徒に示し指導できるよう準備する。

- ・当分の間、土日の活動は行わない。

(8) 保健室の利用について

- ・発熱、体調不良を訴えた場合は、原則として保健室で休養させず早退等の措置をとる。ただし脳貧血、過換気症候群等原因が明らかで一定期間休養することで回復が見込める場合は休養させることもある。
- ・保護者の迎えを待つ場合は第一視聴覚室で待機させ、必ず教員が見守る
- ・当面の保健室対応は、内科的症状の生徒と外科的症状の生徒や委員会の生徒と出入口を分ける。外科・委員会生徒は前方寄りの入室、内科的な症状や体調不良生徒は後方の入室とし、さらにカーテンとパーティションでエリアを分けて対応する。また体調不良生徒は原則としてベットでの休養は行わない。

(9) 学校図書館の本の貸し出しについて

- ・開館の際は人数を制限し、三密の対策を行いながら本の閲覧や貸し出しを行う。返却は校舎1階中央玄関前の鍵付きボックスとする。

(10) 下校後の指導

- ・下校後は速やかに自宅に帰り、換気の悪い密閉空間、多くの人が密集する場所、近距離での会話や発声等の密接場面を避け、不要不急の外出を行わないように指導する。

3 保護者・地域が学校への安心感をもち、学校再開と教育活動を確実に実施するための取組

- ・スクールサポートスタッフや副校長支援員を活用しながら、ホームページの更新と充実により学校の様子等を公開する。
- ・アンケートや面談等で生徒の様子を把握し、不安定で心配な生徒について保護者や外部機関と連携し適切な支援を行う。
- ・西東京市の事業である「中学校学習等サポーター」の配置を各学年に行う。授業中や休み時間に質問や相談をしやすい環境を整え、生徒へのきめ細かい対応を図る。